

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●小野市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	DV相談	○		小野市配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)	0794-63-1116	
2	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書	○		小野市配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)	0794-63-1116	
3	犯罪被害者等支援金(遺族支援金)	○		地域安全グループ	0794-63-1273	
4	要介護認定申請		○	高齢介護課 介護保険係	0794-63-1509	
5	生活保護制度		○	社会福祉課 社会福祉係	0794-63-1011	
6	身体障がい者等に対する軽自動車税の減免		○	税務課 市民税係	0794-63-1009	